

検討のためのたたき台

（第3－1 性的姿態の撮影行為及び
その画像の提供行為に係る罪を新設す
ること）

第3-1 性的姿態の撮影行為及びその画像の提供行為に係る罪を新設すること

1 性的姿態の撮影行為

(1)の対象を(2)の態様・方法で撮影する行為をした者は、●●●に処するものとする。

(1) 対象

- ① 性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部
- ② 下着
- ③ 性交等又はわいせつな行為をしている姿態

(2) 態様・方法

- ① ひそかに
- ② 拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難であることに乗じて
- ③ 強姦性交等罪や強制わいせつ罪等の犯罪行為が行われる機会に

〔検討課題〕

- 保護法益・処罰根拠
 - ・ 保護法益や処罰根拠についてどのように考えるか。
- 撮影対象に関する要件の在り方
 - ・ 保護法益や処罰根拠を踏まえ、どのような対象を撮影する行為を処罰すべきものとするか。罰則としての明確性や処罰範囲の合理性に問題はないか。
- 撮影態様・方法に関する要件の在り方
 - ・ 保護法益や処罰根拠を踏まえ、どのような態様・方法で撮影する行為を処罰すべきものとするか。罰則としての明確性や処罰範囲の合理性に問題はないか。
- その他の要件の在り方
 - ・ 自ら露出していた場合や、撮影の承諾があった場合をどのように考えるか。
- 法定刑の在り方
 - ・ 法定刑をどのようなものとするか、その理由についてどのように考えるか。

2 性的姿態の画像の提供行為等

- (1) 1の撮影行為により生じた画像又はこれが記録された物を提供した者は、**■■■**に処するものとする。
- (2) 電気通信回線を通じて、物への記録及び記録の提供を伴うことなく1(1)の対象の影像を1(2)の態様・方法で送信した者は、**▲▲▲**に処するものとする。

〔検討課題〕

- 保護法益・処罰根拠
 - ・ 保護法益や処罰根拠についてどのように考えるか。
 - 要件の在り方
 - ・ 保護法益や処罰根拠を踏まえ、どのような要件が考えられるか。
 - ・ 相手方が不特定・多数であることを要件とするか、特定・少数の場合も処罰対象とするか。
 - 罰則としての明確性
 - ・ 処罰範囲の外延が明確か。
 - 処罰範囲の合理性
 - ・ 処罰されるべき行為が適切に捕捉され、かつ、処罰されるべきでない行為が適切に除外されているか。
 - 法定刑の在り方
 - ・ 法定刑をどのようなものとするか、その理由についてどのように考えるか。
 - (1)及び(2)以外に処罰対象とすべき行為
 - ・ (1)及び(2)以外に処罰対象とすべき行為があるか。処罰範囲の合理性や罰則としての明確性に問題はないか。
- (例)
- ① 撮影対象者の同意の下に撮影した画像を、撮影対象者の意思に反して提供する行為
 - ② 1の撮影行為により生じた画像を収受、所持・保管又は複製・加工する行為